

新旧対照表（証券総合サービス約款集）

施行日 2022年3月22日

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>第1章 総合取引約款</p> <p>第1節～第2節 （現行どおり）</p> <p>第3節 有価証券取引（注文の受注）</p> <p>第9条～12条 （現行どおり）</p> <p>第13条 （金融商品取引所による呼値の取消しに伴う注文の取扱い）</p> <p>（1）金融商品取引所の定める業務規程および受託契約準則に従い、金融商品取引所のシステム障害等により売買の停止がなされ委託注文に係る呼値が取り消された場合であっても、売買が再開されるときには、原則として、前条の規定により受託しましたご注文はそのまま有効な委託注文とみなして再発注するものといたします（一部不出来注文を含みます。）。</p> <p>（2）ただし、<u>執行条件付き注文</u>（寄り指定注文、引け指定注文または不成指定注文をいう。）、および<u>エラー注文</u>（金融商品取引所のシステム障害等の発生前に取引所エラー通知受信した注文をいう。）（以下「<u>執行条件付き注文等</u>」という。）については、再発注いたしません。執行条件付き注文等については、再度お客様のご意思を確認の上、お客様のご指示に従い、新規注文としてお受けするものといたします。この際、お客様のご意思が確認出来なかった注文に関しましては、注文が失効したものといたします。</p>	<p>第1章 総合取引約款</p> <p>第1節～第2節 （省略）</p> <p>第3節 有価証券取引 （省略）</p> <p>第9条～12条 （省略）</p> <p>第13条（金融商品取引所による呼値の取消しに伴う注文の取扱い） （新設）</p>	<p>第13条</p> <p>金融商品取引所（東証）による呼値の取消しが発生した場合の当社の委託注文の取扱いと再発注の取扱いについて明記。</p>

新旧対照表（証券総合サービス約款集）

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>第4節 ～ 第7節 条番号変更以外（現行どおり）</p>	<p>第4節 ～ 第7節（省略）</p>	<p>第13条新設に伴い以降の条番号を変更。合わせて本文中条番号も変更。</p>
<p>第2章 保護預り約款（現行どおり）</p>	<p>第2章（省略）</p>	
<p>第3章 外国証券取引口座約款 （下記以外現行どおり）</p>	<p>第3章 外国証券取引口座約款</p>	
<p>第3節第16条(受渡日) ② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して3営業日目以降とします。</p>	<p>第3節第16条(受渡日) ② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。</p>	<p>償還時における外貨の受渡日は3営業日目以降となるため変更</p>
<p>第4章 累積投資取引約款（現行どおり）</p>	<p>第4章 累積投資取引約款（省略）</p>	
<p>第5章 国内外貨建債券取引約款 （下記以外現行どおり）</p>	<p>第5章 国内外貨建債券取引約款</p>	
<p>第2条（受渡期日） 受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して3営業日目以降とします。</p>	<p>第2条（受渡期日） 受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。</p>	<p>償還時における外貨の受渡日は3営業日目以降となるため変更</p>
<p>第6章～第8章（現行どおり）</p>	<p>第6章～第8章（省略）</p>	
<p>第9章 非課税上場株式等管理に関する約款 第1条（約款の趣旨）（現行どおり）</p>	<p>第9章 非課税上場株式等管理に関する約款 第1条（省略）</p>	

新旧対照表（証券総合サービス約款集）

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出） （下記以外現行どおり）</p> <p>(10) 当社に既に非課税口座を開設しているお客様は、「非課税口座開設届出書」を当社に提出することはできません。</p> <p>第3条～第17条（現行どおり）</p> <p>第10章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 （下記以外各条および各項とも現行どおり）</p> <p>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）</p> <p>(5) 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において <u>17歳</u> である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において <u>17歳</u> である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客</p>	<p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>(10) 当社に既に非課税口座を開設しているお客様は、「非課税口座開設届出書」を当社に提出することはできません。ただし、当社に既に非課税口座を開設しているお客様で、2021年4月1日において2017年分の非課税管理勘定を当社に設定しているが、同日前に当社に個人番号の告知を行っていないお客様が、2021年12月31日までに「非課税口座開設届出書」を当社に提出される場合は、この限りではありません。</p> <p>第3条～第17条（省略）</p> <p>第10章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 （下記以外省略）</p> <p>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）</p> <p>(5) 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において <u>19歳</u> である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において <u>19歳</u> である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客</p>	<p>「ただし、」以降の文章を削除。</p> <p>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い変更。 (令和4年4月1日より施行)</p>

新旧対照表（証券総合サービス約款集）

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>第22条（代理人による取引の届出）</p> <p>(3) お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が 18歳 に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>(5) お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が 18歳 に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>附則</p> <p>成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</p>	<p>様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>第22条（代理人による取引の届出）</p> <p>(3) お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が 20歳 に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>(5) お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が 18歳 に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>附則 （新設）</p>	<p>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い変更。 (令和4年4月1日より施行)</p> <p>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い追記。</p>

新旧対照表（証券総合サービス約款集）

新（改正後）	旧（改正前）	備考（改正理由等）
<p>第 11 章～第 12 章 （現行どおり）</p> <p>「金融商品販売法に基づく重要事項説明書」 （下記以外現行どおり）</p> <p>当社の概要 本店所在地 〒380-0824 長野県長野市南石堂町 1277-2 長栄第 2 ビル</p> <p>「個人情報保護宣言」 （下記以外現行どおり）</p> <p>6. ご質問・ご意見・苦情等 コンプライアンス部 〒380-0824 長野県長野市南石堂町 1277-2 長栄第 2 ビル</p>	<p>第 11 章～第 12 章 （省略）</p> <p>「金融商品販売法に基づく重要事項説明書」 （省略）</p> <p>当社の概要 本店所在地 〒386-0018 長野県上田市常田二丁目 3 番 3 号</p> <p>「個人情報保護宣言」 （省略）</p> <p>6. ご質問・ご意見・苦情等 コンプライアンス部 〒386-0018 長野県上田市常田 2-3-3</p>	<p>本社移転に伴う変更</p> <p>本社移転に伴う変更</p>